

立川市学童保育所条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 11 月 30 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定による。

立川市学童保育所条例の一部を改正する条例

立川市学童保育所条例（昭和42年立川市条例第41号）の一部を次のように改正する。
 次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
……略……	……略……	…略…	……略……	……略……	…略…
立川市南砂学童保育所	立川市栄町2丁目2番地の1	<u>60人</u>	立川市南砂学童保育所	立川市栄町2丁目2番地の1	<u>40人</u>
……略……	……略……	…略…	……略……	……略……	…略…
立川市若葉台学童保育所	立川市若葉町4丁目24番地の1	60人	立川市若葉台学童保育所	立川市若葉町4丁目24番地の1	60人
<u>立川市砂川七番学童保育所</u>	<u>立川市柏町3丁目1番地の4</u>	<u>70人</u>			

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

